

ともに輝き 明日を拓く 区民とあゆむ えどがわプラン

江戸川区男女共同参画推進計画
平成19(2007)年度～平成28(2016)年度



平成19年3月
江戸川区

概要版

はじめに

このたび、江戸川区男女共同参画推進計画を策定し、本区における男女共同参画社会を実現するため、重点目標や、その実現のための取組みの方向性を体系化しました。

個々の能力を発揮し、認め合い共に支えあい、喜びも責任も分かち合える男女共同参画社会は、区が事業の実施とあわせて推進役としての役割を果たすとともに、区民、事業者、各種団体などがそれぞれの立場から主体的、積極的に取組んでいくことによって、はじめて実現するものと考えます。

今後も、区民の皆様の声を第一に、地域力によって築かれてきた「共育・協働」のもとに進めてまいります。

平成 19 年 3 月

江戸川区長 多田 正見

～「男女共同参画社会」とは～

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

(男女共同参画社会基本法第 2 条第 1 号)

～ 男女共同参画週間 ～ (毎年 6 月 23 日から 29 日)

男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が平成 11 年 6 月 23 日に公布・施行されたことを踏まえて実施されます。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについてこの機会に考えてみませんか？

毎年「男女共同参画週間」には、講演会など様々な催しが開催されます。

ぜひご参加ください。

計画期間



計画の体系図

重点目標 1 男女共同参画の意識を

中項目 1-1 男女共同参画の意識づくり

中項目 1-2 意思決定の場での男女共同参画

重点目標 2 区民と協働し、あらゆる

中項目 2-1 家庭での男女共同参画

中項目 2-2 働く場での男女共同参画

中項目 2-3 学校での男女共同参画

中項目 2-4 地域での男女共同参画

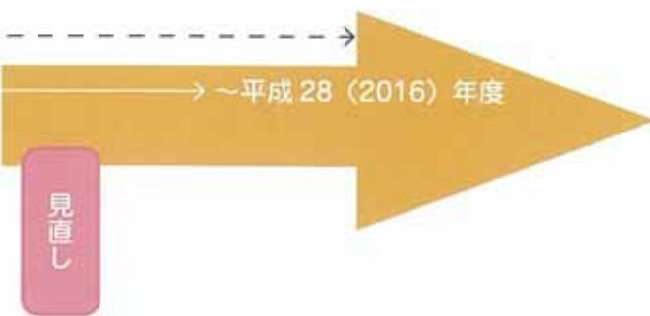
重点目標 3 暴力を根絶し、男女が健康

中項目 3-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

中項目 3-2 生涯を通じた健康支援

計画の推進 区民等と区との協働に

- (1) 区民等との協働の促進
- (2) 区の推進体制の充実
- (3) 相談及び苦情対応



目標を達成するための今後10年間の取組みの方向性

社会全体に広げる

- 方向性1 区民全体への男女共同参画意識の浸透
- 方向性2 男女共同参画の視点に立った学びの充実
- 方向性3 過激な性表現や暴力表現などへの配慮
- 方向性4 政策・方針決定過程での男女共同参画

る場面での男女共同参画を進める

- 方向性5 男女相互の理解と協力の促進
- 方向性6 少子高齢化における子育て・介護支援
- 方向性7 男女平等で働きやすい職場づくり
- 方向性8 女性の就労へのチャレンジ支援
- 方向性9 学校教育・学習機会の充実
- 方向性10 教育関係者等への理解の促進
- 方向性11 男女が地域活動に積極的に取り組むことができる社会づくり

的な生活を送ることができる社会を実現する

- 方向性12 暴力が起こりにくい風土づくり
- 方向性13 暴力被害に対する相談及び自立支援
- 方向性14 こころと身体を守るための支援
- 方向性15 妊娠・出産期における母子の健康支援

よる計画の推進

将来のあるべき姿

男女が平等で、互いに尊重し、
喜びも責任も分かち合い、
家庭、職場、学校、地域などの
あらゆる分野において、
性別にとらわれることなく、
その能力と個性を発揮できる地域社会

基本的な考え方

目的

- 男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定め、区の姿勢を明確にする
- 区民生活に関わる全ての事業を男女共同参画の視点で見直す
- 区民（区民・事業者・関係機関等）と区が取り組むべき内容を具体的に示す
- 男女共同参画社会の形成に向けた取組みを総合的かつ効果的に推進する

位置付け

- 本区における男女共同参画の基本的な考え方を示す基本計画であると同時に、具体的取組みを示す行動計画である
- 「男女共同参画社会基本法」で定める「市町村男女共同参画計画」である
- 長期計画「えどがわ新世紀デザイン」との整合性を持つ
- 「江戸川区次世代育成支援行動計画」等の他の個別計画と整合性を持つ

計画推進の考え

- 進捗状況を把握し、確実な計画の推進を図る
- 区の実施状況の状況を区民に公表する

重点目標 1

男女共同参画の意識を社会全体に広げる

- ・「男女共同参画社会」の用語の周知度は52.5%（内閣府調査・平成16（2004）年）です。
- ・本区の意識調査（平成15（2003）年）では、「社会全体として、男性の方が優遇されている」と回答する方が57.9%と半数を上まわっています。また、いずれの分野においても男性が優遇されていると回答する割合は女性のほうが高く、男女の意識の差が現れています。
- ・国は、社会のあらゆる分野において平成22（2010）年までに指導的位置に女性が占める割合を30%程度になるよう目標を定めています。

1 男女共同参画の意識づくり

目標とする姿

- ◆ 男女共同参画の意識が広がる。
- ◆ 多様な考え方やライフスタイルが尊重される。
- ◆ 一人ひとりの個性が尊重され、能力が平等に評価される。
- ◆ 男女平等の意識を持ち、個性を生かしながら、能力を発揮できる人材が育成される。



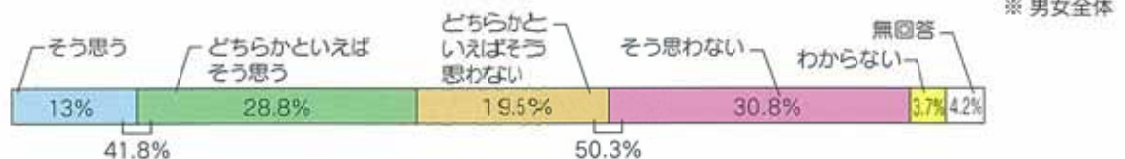
- ▶ 役割の分担を性別で決めない。
- ▶ 事業者等は、発信する情報等に人権侵害や男女共同参画の推進の妨げになるような表現がないか配慮する。
- ▶ 人権侵害につながるような表現については、区民一人ひとりや区民団体等が厳しい目を光らせる。

2 意思決定の場面での男女共同参画

目標とする姿

- ◆ 意思決定の場に、男女が平等に参画し、それぞれの立場の考え方を反映する。

「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方



（江戸川区男女平等に関する意識調査・平成15（2003）年）

区の管理職や審議会等に占める女性数



東京都生活文化局「区市町村男女平等参画施策推進状況調査」を基準に作成

重点目標 2

区民と協働し、あらゆる場面での男女共同参画を進める

- ・女性が多くの場面で活躍していますが、「家事・育児・介護」などに費やす時間は男性の約7倍と偏っています。（育児期にある共働き夫婦等の1日の家事・育児時間：妻平均5.7時間・夫平均0.8時間）

1 家庭での男女共同参画

目標とする姿

- ◆ 家庭生活等における男女間の負担の偏りをなくす。
- ◆ 男女がともに、職場、家庭、地域等での様々な活動に積極的にに関わり、いきいきと暮らせる。
- ◆ 熟年者、障害者、子育て中の保護者など、誰もが暮らしやすい環境にする。

協働

- ▶ 家事や仕事などにおける役割・負担の偏りを見直す。
- ▶ 熟年者や障害者が住み慣れた地域で尊厳のある生活が継続できるよう支えあう。
- ▶ 障害のある人の自立した生活を支援する。

2 働く場での男女共同参画

目標とする姿

- ◆ 働く場で男女の待遇を均等にする。
- ◆ 仕事と家庭生活等の両立に無理がなく、男女それぞれの個性と能力が十分に発揮される職場にする。

協働

- ▶ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れるよう、改善できることがないか点検する。
- ▶ 再就職等の再チャレンジの可能性を検討する。

育児期にある夫婦の育児・家事・仕事時間の各国比較



※ 出典：内閣府「平成18年版男女共同参画白書」

- ・本区の意識調査において、就労意向を示す女性の割合は30歳台を中心に高い状況です。
- ・男性の労働環境を見直すとともに、女性の再チャレンジや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図れることが重要です。
- ・次世代を担う子どもたちと関わる大人が男女共同参画の意識を十分に持つことが重要です。
- ・男女ともに地域活動に参加しやすいような工夫が必要です。
- ・日常的な活動を女性が支え、役職等は男性であるような場合には、見直すことも必要です。

3 学校での男女共同参画

目標とする姿

- ◆ 一人ひとりの能力や個性を尊重した指導を行う。
- ◆ 多様な進路選択が可能となるよう学習内容を充実する。



- ▶ 子どもと関わる大人が、男女共同参画意識を十分に持つ。
- ▶ 個々の希望と能力から進路を捉える。
- ▶ 子ども達が、広い視野で進路選択できるよう情報提供をする。

4 地域での男女共同参画

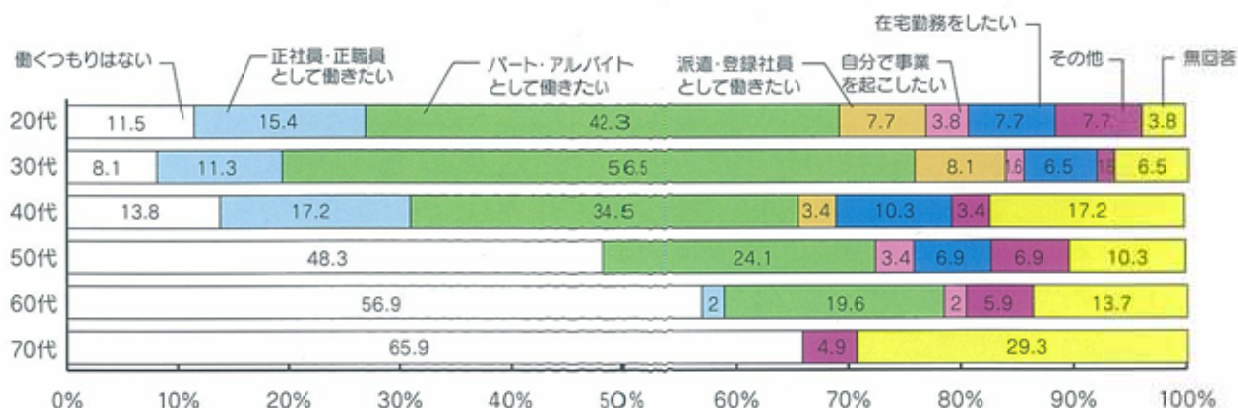
目標とする姿

- ◆ 男女ともに積極的に地域活動に参加する。
- ◆ 男女が地域の活動の中でそれぞれの力を充分に発揮できる。
- ◆ 地域活動での様々な経験を通して、一人ひとりの力を伸ばしていく。
- ◆ より多くの地域人材を活かして、地域活動の活性化し、地域力を高める。



- ▶ 地域で活動する人材が一部のみに偏ることなく、共に支えあえるよう、個人の力に応じて、できることは積極的に担う。
- ▶ 熟年者や障害のある方が積極的に地域活動に参加できる機会を設ける。
- ▶ 地域活動に多くの方が参加できるよう、日時の設定等の工夫をする。
- ▶ 男女双方の視点で災害時における必需品や緊急時における対応などを検討し準備する。

「女性の就労意向」



(江戸川区男女平等に関する意識調査・平成15(2003)年)

重点目標 3

暴力を根絶し、男女が健康的な生活を送ることができる社会を実現する

- ・女性の弱い立場を狙った暴力（配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント、痴漢行為、ストーカー、性犯罪）などは、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。
- ・女性は妊娠・出産の可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することが多くあります。更に、女性自身が妊娠することについての決定する権利を持ち、安全な妊娠・出産ができる権利など（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）が尊重される必要があります。

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

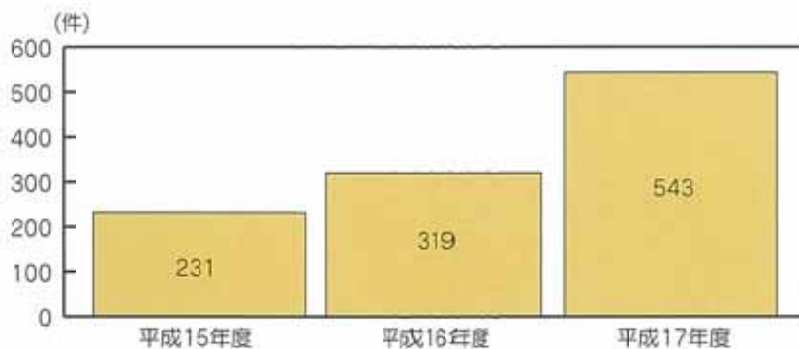
目標とする姿

- ◆ 男女が互いの人権を尊重し、あらゆる暴力（特に女性に対する暴力）をなくす。

協働

- ▶ 配偶者間の暴力や、セクシュアル・ハラスメント等に対して、犯罪であるという認識を被害者も周囲の人々も持つ。
- ▶ 暴力を見逃さない目を養う。

女性センター・子ども家庭支援センターにおける
暴力に関する相談件数推移



2 生涯を通じた健康支援

目標とする姿

- ◆ 女性・男性それぞれが、生涯を通じて健康を保ち、安心して生活できる。
- ◆ 性と生殖に関することについて、女性が自らの意思に基づいて選択できる。
- ◆ 妊娠・出産・乳幼児期を通して、親子ともに安全で、心身ともに健康に過ごせる。

協働

- ▶ 男女の身体的な特徴を互いに理解し、尊重する。
- ▶ 女性自身が自らの身体の状態を把握し、正しい情報を入手する。
- ▶ 思春期に向かって起きる身体的・精神的な変化や、異性に対する理解を深め、お互いの人格を尊重する態度や行動を身に付けるよう指導する。



再チャレンジ支援

ほっとワークえどがわ

ハローワーク木場と連携し、仕事に関する相談・紹介を実施、マザーズセミナー等の情報提供（出産などで退職後、再就職を希望する女性を対象とした講座）を実施しています。



地域活動の充実

安全安心まちづくり運動

区民・区・警察等の関係団体が協力して犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちを目指す活動です。区民等によるパトロール隊418団体、30,939人が活動しています。



区民等と区との協働による計画の推進

男女共同参画区民アクション会議

区民・事業者・各団体等の推進状況や課題への取組み状況を報告し、意見交換などを行います。

区民や事業者等と協働して進める事業



進路選択の 機会の充実

チャレンジ・ザ・ドリーム

学区域を中心とした事業所で、区立中学校の2年生が、5日間の職場体験を行います。平成17年度の協力事業所は、1,305事業所でした。



健康支援の充実

ファミリーヘルス推進員活動

地域の健康づくりを推進するため、健康ウォーキング大会や健康講座の開催、地域ミニデいの運営等を実施しています。373人のファミリーヘルス推進員が地域健康講座を年間69回開催しました。



平成23年度までの 主要な取組み

計画書に掲出した「平成23年度までの主要な取組み」にあげた事業は、★「区民や事業者等と協働して進める事業」77事業★「区が中心となって進める事業」228事業です。



江戸川区

編集・発行：経営企画部企画課

電話：03-3652-1151（代表）<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>